

福岡県公報

令和7年12月26日
第六百五十八号
増刊 ①

目 次

告 示 (第七百十六号 - 第七百二十一号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号

に規定する区域の指定の一部を改正する告示

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

(環境保全課)

(環境保全課)

(環境保全課)

(環境保全課)

告 示

福岡県告示第七百十六号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百二十一号) の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。第十七百二十二号) の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、志免町、新宮町、柏屋町、芦屋町、岡垣町、鞍手町、桂川町、大木

指定地域に係る図面のうち、志免町、新宮町、柏屋町、芦屋町、岡垣町、鞍手町、桂川町、大木町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。」

福岡県告示第七百十七号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百二十一号) の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、志免町、新宮町、柏屋町、芦屋町、岡垣町、鞍手町、桂川町、大木

町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>) に掲載するほか」を加える。

(次の図面は省略し、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第七百十八号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定 (昭和六十一年十一月福岡県告示第七百二十一号) の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか」を加える。

（次の図面は省略し、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲

載するほか」を加える。

（次の図面は省略し、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

（次の図面は省略し、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百二十一号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定地域に係る図面のうち、志免町、新宮町、柏屋町、芦屋町、岡垣町、鞍手町、桂

川町、大木町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか」を加える。

（次の図面は省略し、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

別添図面のうち、志免町、新宮町、柏屋町、芦屋町、岡垣町、鞍手町、桂川町、大木町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか」を加える。

（次の図面は省略し、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課及び関係町役場に、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百二十一号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

第一号イ中「、みやこ町」を削り、同号ハ中「及び大任町」を「、大任町及びみやこ町」に改める。

令和七年十二月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、志免町、新宮町、柏屋町、芦屋町、岡垣町、鞍手町、桂川町、大木町及び吉富町に係る部分を次の図面のように改める。

「当該図面は」の下に「、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuokal.g.jp/>）に掲